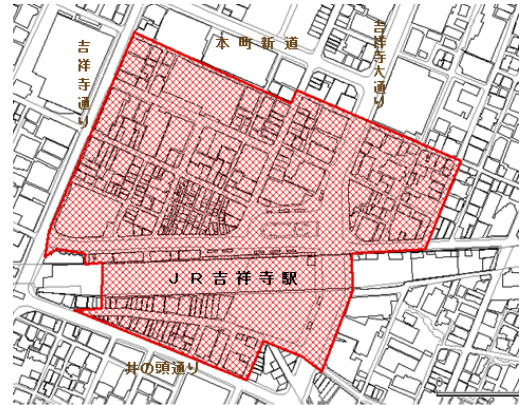


公共の場における「客引き」行為等を禁止します

本市では、平成14年度以降「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づき、吉祥寺駅周辺の「勧誘行為等適正化特定地区」内における、しつようなつきまとい勧誘行為に対する指導・警告等を実施してきました。

このたび、公共の場における「客引き」行為等を新たに禁止行為に加える条例改正を行い、市民及び来街者がより安心して過ごせる良好な生活環境の確保を目指します（令和4年4月1日施行予定）。



勧誘行為等適正化特定地区

<吉祥寺駅周辺における課題>

近年、特に吉祥寺駅周辺において、飲食店等への客引き行為を行う者や、客引き行為を行う目的で客待ちを行う者が多数確認されており、駅周辺の環境や街の印象の悪化が懸念されてきました。

市民や来街者からの苦情や相談も多いなか、現行の条例では、しつようにつきまとい勧誘行為のみが指導・警告等の対象であったため、客引き行為や客待ち行為に対する指導等を行うことができないという課題がありました。

<主な改正の内容>

- ① 飲食店・居酒屋・カラオケ店・風俗営業等の関係者が、公共の場において、客引き行為をすること及び客引き行為を行う目的で客待ちをすることを禁止します。

勧誘行為等適正化特定地区内の禁止行為に対しては、市の安全パトロール隊員「ブルーキャップ」による指導・警告のほか、必要に応じて勧告・氏名等の公表を行います。

- ② 市長・市民・事業者それぞれの責務を明記しました。



安全パトロール隊員
「ブルーキャップ」